

見すごすな 幼い子どもの SOS

11月は児童虐待
防止推進月間

●平成22年度「児童虐待防止推進月間」標語

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与え、子どもの人権を最も侵害するものです。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、「おかしい」と感じたら、迷わず家庭児童相談室へ連絡(相談)してください。連絡した人のプライバシーは守られます。また、確認の結果、虐待の事実がなくても責められることはありません。子どもの立場を最優先に考え、地域のみんなで子どもを守り育てましょう。

児童虐待とは

保護者がその監護する18歳未満の子どもに行う次の行為をいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる、戸外に締め出すなど

ネグレクト(養育の放棄または怠慢)

家に閉じ込める、適切な食事を与えない、不潔なままで放っておく、必要な医療受診をさせないなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別、子どもの前で他の家族などに暴力をふるうなど

性的虐待

性的行為の強要など

家庭児童相談室では、関係機関と連携をとりながら、児童虐待のほか、非行、いじめ、不登校、しつけ、子育てに関することなど、子どもとその家族に関する相談に応じています。

子どもたちに明るい未来を ～オレンジリボン運動～

オレンジリボン運動は、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、子どもが幸福になれるように、という気持ちが込められた「オレンジリボン」を広める市民活動です。

10月19日には児童虐待防止キャラバン隊の皆さんが市役所水口庁舎を訪れ、中嶋市長にメッセージを伝達、子どもたちの明るい未来を願いました。



見逃さないで助けてサイン!

子どもから

- ・不自然なあざ・やけど・打撲
- ・極端にやせている、栄養失調状態
- ・衣服やからだの不潔
- ・無表情、大人を見るとおびえる
- ・落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

保護者から

- ・子どもの健康や安全への配慮がされていない
- ・衣類、寝具が不衛生状態
- ・子どもを家に置いたまま、よく外出する
- ・イライラして、子どもに当たる
- ・地域との交流がなく、孤立している

問い合わせ 家庭児童相談室(社会福祉課内)

☎65-0660 ☎63-4085

次の機関でも相談を受け付けています。

滋賀県中央子ども家庭相談センター

☎077-562-1121

(24時間対応子どもを守るほっとライン) ☎077-562-8996 はくくお

地球と財布にやさしい エコドライブを始めよう

11月はエコドライブ推進月間

エコドライブとは、環境に配慮した自動車の使用のことです。自動車は現代社会になくてはならないものですが、排気ガスや二酸化炭素を排出するなど、自然環境への影響も少なくありません。

次の10項目を参考に、できる項目から取り組んで運転しましょう。

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
やさしい発進を心がけましょう。
- ② 加減速の少ない運転
車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
- ③ 早めのアクセルオフ
エンジンブレーキを積極的に使いましょう。
- ④ エアコンの使用を控えめに
車内を冷やし過ぎないようにしましょう。
- ⑤ アイドリングストップ
無用なエンジンのかけっぱなしはやめましょう。
- ⑥ 暖機運転は適切に
エンジンをかけたらずく出発しましょう。
- ⑦ 道路交通情報の活用
出かける前に計画・準備をして渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。
- ⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
空気圧が低いと燃費が悪くなります。確実な点検・整備を実施しましょう。
- ⑨ 不要な荷物は積まずに走行
不要な荷物を積まないようにしましょう。
- ⑩ 駐車場所に注意
渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

問い合わせ

生活環境課 環境政策係

☎05-0660-1 ☎63-45082